

(趣旨)

第1条 この要綱は、区内来訪者が安心して快適に移動、滞在及び観光することができる環境を提供し、旅行者の満足度を高めると同時に、受け入れ側の機運を向上させることを目的として、地域に点在する協力施設を観光情報発信の拠点として新たに位置づけ、マップ等の配布により情報発信を効果的に行うため、大田区ウェルカムスポットの登録に関し、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 大田区ウェルカムスポットは、次の要件を満たす施設とする。

- (1) 区施設
- (2) 区内の民間事業者等が営む施設
- (3) 区内来訪者を積極的に迎え入れる意思を有していること。
- (4) 区の観光振興のために、区と連携及び協力して取り組む姿勢を有していること。
- (5) 宿泊施設の場合は、次のいずれかに該当していること。
  - ア 旅館業営業許可を受けた施設
  - イ 大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定を受けた施設
  - ウ 大田区住宅宿泊事業法施行条例適合証の交付を受けた施設
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当する施設ではないこと。

(大田区ウェルカムスポットの登録)

第3条 大田区ウェルカムスポットの登録を受けようとする者は、大田区ウェルカムスポット登録申込書(別記第1号様式)を区長に提出する。

2 区長は、前項の申込書の提出があったときは、前条の要件を満たすことを確認のうえ、大田区ウェルカムスポットとして登録する。

(物品の提供及び支援等)

第4条 区は、前条第2項において大田区ウェルカムスポットとして登録された者(以下「大田区ウェルカムスポット登録者」という。)に対して、次の物品、支援等を提供する。

- (1) 観光マップ、観光パンフレット等
  - (2) 外国人旅行者接遇マニュアル
  - (3) 大田区ウェルカムスポット表示ステッカー
  - (4) その他区長が活動に必要と認めたもの
- 2 大田区ウェルカムスポット登録者は、大田区ウェルカムスポットステッカーを利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。
- 3 大田区ウェルカムスポット登録者は、前項(4)により区から物品を貸与された場合は、善良な管理を行う。

(広報)

第5条 区は、大田区ウェルカムスポットについて、区のホームページ、観光パンフレット等への掲載により、旅行者や区民に広く周知する。

2 大田区ウェルカムスポット登録者は、販売商品をはじめ、店舗及び事業所などの広告に、大田区ウェルカムスポットである旨を表示することができる。

(料金等)

第6条 大田区ウェルカムスポット登録者登録に係る料金は生じない。

2 区から大田区ウェルカムスポット登録者への報酬は無償とする。

(大田区ウェルカムスポットの登録解除)

第7条 大田区ウェルカムスポット登録者が登録の解除を希望する場合は、大田区ウェルカムスポット登録解除申込書(別記第2号様式)を区長に提出する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、区は大田区ウェルカムスポットの登録を解除することができる。

- (1) 大田区ウェルカムスポット登録者が第2条の要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 公共の利益に反する行為、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (3) 大田区ウェルカムスポット登録者の廃業を区が確認したとき。
- (4) その他区長が特に必要と認めたとき。

3 区長が大田区ウェルカムスポットの登録を解除した場合、大田区ウェルカムスポット登録者は、区から提供された物品を返却する。ただし、物品の返却が困難な場合には、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は産業経済部長が別に定める。

付 則 (令和5年7月5日5産産発第10911号)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 要綱第3条第1項の規定により登録を申し込む者が、要綱の決定の日より前に既に大田区ウェルカムショップ登録要綱(平成23年11月22日付け23産観発第10203号)又は大田区まちかど観光案内所登録要綱(平成23年11月22日付け23産観発第10203号)の規定に基づき区に登録されている場合は、同日をもって大田区ウェルカムスポット登録申込書(別記第1号様式)の提出があったものとみなすことができる。

第1号様式（第3条関係）

大田区ウェルカムスポット登録申込書

年 月 日

（宛先）大田区長

所在地	
店舗・事業所	
代表者役職	
代表者氏名	

大田区ウェルカムスポット登録要綱の趣旨に賛同しましたので、次のとおり申し込みます。

店舗・事業所の名称	
店舗の住所	
電話番号	
※FAX番号	
※Eメールアドレス	
営業時間及び定休日	午前 時 分から午後 時 分まで ( ) 曜日定休
可能なサービス提供 (丸をつけて下さい)	トイレ 休憩スペース
備考	

※FAX番号、Eメールアドレスは、お持ちの方のみご記入ください。

※店舗が複数ある場合は、それぞれの店舗ごとに記載願います。

第2号様式（第7条関係）

大田区ウェルカムスポット登録解除申込書

年 月 日

（宛先）大田区長

所在地	
店舗・事業所	
代表者役職	
代表者氏名	

大田区ウェルカムスポットの登録を解除したいので、次のとおり申し込みます。

店舗・事業所の名称	
店舗の住所	
電話番号	
登録解除予定日	年 月 日
備考	

※店舗が複数ある場合は、それぞれの店舗ごとに記載願います。